

# 筑後市国民保護計画

平成24年5月(改訂)

筑後市



目次

<b>第1編 総論</b>	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	3
3 用語の意義	3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	5
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	5
1 国民に対する情報提供	5
2 関係機関相互の連携協力の確保	6
3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保	6
4 基本人権の尊重	6
5 国民の権利利益の迅速な救済	6
6 国民の協力	7
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	7
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	7
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	8
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	10
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急対処事態	18
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	21
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	21
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	21
1 市の各部局における平素の業務	21
2 市職員の参集基準等	22
3 消防機関の体制	23
4 国民の権利利益の救済に係る手續等	24
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	26
1 基本的考え方	26
2 県との連携	26
3 近接市町村との連携	27
4 指定公共機関等との連携	27
5 自主防災組織等に対する支援	30
<b>第3 通信の確保</b>	31

<b>第4章 情報収集・提供等の体制整備</b>	33
1 基本的考え方	33
2 警報等の伝達に必要な準備	33
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	34
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	36
<b>第5章 研修及び訓練</b>	37
1 研修	37
2 訓練	37
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	39
1 避難に関する基本的事項	39
2 避難実施要領のパターンの作成	40
3 救援に関する基本的事項	40
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	41
5 避難施設の指定への協力	41
6 生活関連等施設の把握等	41
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	43
1 市における備蓄	43
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	44
1 国民保護措置に関する啓発	44
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	47
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	47
1 事態認定前における国民警戒本部等の設置及び初動措置	47
2 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整	49
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	52
1 市対策本部の設置	52
2 通信の確保	63
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	63
1 国・県の対策本部との連携	64
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	64
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	65
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	65
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	66
6 市の行う応援等	66
7 自主防災組織等に対する支援等	66
8 住民への協力要請	67
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	68

<b>第1章 警報の伝達等</b>	68
1 警報の内容の伝達等	68
2 警報の内容の伝達方法	69
3 緊急通報の伝達及び通知	71
<b>第2章 避難住民の誘導等</b>	72
1 避難の指示の通知・伝達	72
2 避難の方法の基本的考え方	73
3 高齢者、障害者等の避難	75
4 避難実施要領の策定	75
5 避難住民の誘導	78
<b>第5章 救援</b>	84
1 救援の実施	84
2 関係機関との連携	84
3 救援の内容	85
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	86
1 安否情報の収集	86
2 県に対する報告	87
3 安否情報の照会に対する回答	87
4 日本赤十字社に対する協力	88
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	89
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	89
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	89
2 武力攻撃災害の兆候の通報	89
<b>第2 応急措置等</b>	90
1 退避の指示	90
2 警戒区域の設定	91
3 応急公用負担等	92
4 消防に関する措置等	93
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	95
1 生活関連等施設の安全確保	95
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	95
<b>第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b>	97
1 武力攻撃原子力災害への対処	97
2 N B C攻撃による災害への対処	98
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	102
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	103
1 保健衛生の確保	103
2 廃棄物の処理	104
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	105
1 生活関連物資等の価格安定	105

2 避難住民等の生活安定等	105
3 生活基盤等の確保	105
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>106</b>
<b>第4編 復旧等</b>	<b>109</b>
<b>第1章 応急の復旧</b>	<b>109</b>
1 基本的考え方	109
2 公共的施設の応急の復旧	109
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	<b>110</b>
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>110</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	110
2 損失補償及び損害補償	111
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	111
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<b>112</b>
1 緊急対処事態	112
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	112
<b>資料編</b>	<b>113</b>
1 関係機関の連絡窓口	113
(1) 指定行政機関	113
(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）	115
(3) 関係指定公共機関	117
(4) 指定地方公共機関	120
(5) 市町村	123
(6) 消防本部（局）	126
2 安否情報省令	128
3 火災・災害等即報要領	135
4 災害拠点病院一覧表	154
5 二種感染症指定医療機関一覧表	155
6 緊急交通路一覧表	155
7 主要路線表	157
8 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	160